

2021-2025

栗東市人権・同和教育基本方針



栗東市・栗東市教育委員会

栗東市人権・同和教育基本方針

2021（令和3）年3月31日改定

I 人権・同和教育基本方針

本市では、2020（令和2）年度より第六次栗東市総合計画の中で目指すまちの姿として「いつまでも 住み続けたい 安心な元気都市 栗東」を掲げ、暮らしの安心を支える施策として「人権・平和の推進」を行うこととし、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みにより、差別を許さない風土が醸成され、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」になっていくことをめざしています。また、各種課題解決に向けて「人権擁護計画」に基づき取り組みを推進します。

これまでの世界的な人権・同和教育の変遷として、1945（昭和20）年に国際連合が設立され、二度にわたる大戦の反省から1948（昭和23）年に「世界人権宣言」が採択されました。国連はその宣言の理念を実効あるものにするため、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を採択し、国際社会全体が人権尊重に向けた取組の機運が高まりました。

そうした人権尊重の国際的潮流のなか、世界人権会議が1993（平成5）年3月に開催され「ウィーン宣言および行動計画」を採択するとともに、翌年の12月に第49回国連総会で「人権教育のための国連10年」を決議し「人権という普遍的な文化の構築」を世界中に築くため「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

2005（平成17）年1月には「人権教育のための世界計画」が示され、2020（令和2）年より、第4フェーズとして、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、お互いにより影響を与え合う平和な社会のための関係性と多様性の尊重に力点が置かれ、取り組まれています。

わが国においては、「人権教育のための国連10年」が1995（平成7）年に推進本部を設置して本格的に動き出すとともに、1996（平成8）年に「人権擁護施策推進法」を制定し、2000（平成12）年「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、2016（平成28）年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。滋賀県でも1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年推進本部」を設置して翌年7月にこの行動計画を策定しています。

栗東市では、1991（平成3）年には「栗東市人権擁護都市宣言」、1996（平成8）年3月には、部落差別をはじめとする社会的差別や人権侵害をなくして

いくための「栗東市人権擁護に関する条例」を公布し、1999（平成11）年には「人権教育のための国連10年栗東市行動計画」を策定しました。

また、今日の状況を踏まえて、人権・同和教育推進5ヵ年計画（輝く未来計画）を策定し、学校教育と社会教育が連携を図りながら、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等の人権問題の解決と多様性の尊重に向けた取組を、あらゆる機会と場を通じて推進してきました。その中で、互いの人格を認めあい敬愛しあう人間を育成し、人権尊重の精神を貫く社会の実現を期するという「人権・同和教育の本質」を求め、部落差別（同和問題）の解決への取組をあらゆる人権問題の解決につなげていくという考え方を大切にしながら進めてきました。

このように、「一人ひとりの人権を尊重するまちづくり」（栗東市人権擁護計画の基本理念）をめざし、今日まであらゆる機会と場において取組を進めてきたことにより、市民の学習機会が拡充され、人権・同和問題についての理解は深まってきました。しかし、予断と偏見による差別事象・事件の発生や、就学・就労・結婚問題、差別落書き、インターネット上での差別書き込み、土地差別や差別発言等基本的人権にかかわる問題や課題が依然としてみられ、人権・同和問題が必ずしも市民一人ひとりのものになっているとはいえない現実があります。また、近年では、インターネット等による不特定多数への情報拡散や災害・感染症拡大等を発端とする人権問題も大きな課題となってきました。

今後も栗東市では、同和教育の手法を活かし、差別の現実に深く学び、その解消を自らの課題として考え、基本的人権の尊重に向けた人権感覚の向上をめざし、人権・同和教育の推進に取り組んでいきます。また、これまでの取組の評価・検証をもとに、2012（平成24）年に滋賀県教育委員会が策定改訂した『人権教育推進プラン』に基づきながら、市民一人ひとりが、人間として生き方を問い、互いが尊びあう生活態度を確立するため就学前教育・保育、学校教育、社会教育、企業、行政等あらゆる場において人権文化を創造する人権・同和教育を積極的に推進していきます。

II 具体的な目標・方策



I. 就学前教育・保育

(1) 組織的・計画的な取組

保育・教育課程の中に人権・同和保育を位置づけ、園活動を通じて人権保育を推進していきます。そのため、園においては「人権・同和教育基準年間指導計画」に基づき、乳幼児が豊かな人間性を育む基礎的な時期であることを認識し、子どもの発達段階に即した基本的生活習慣の形成を図ることや、豊かな感性・表現力を養い、※非認知能力を育て、互いの人格を尊重する心の育成に努めます。

※非認知能力…意欲、協調性、忍耐力、創造性等の測定できない個人の能力。

(2) 職員の研修の充実

人権を大切に作る心を育てる保育・教育を行うにあたっては、職員自らが部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題について、正しい理解と認識を深めるとともに、自らの差別心に気づき、自分の生き方を問い、人権・同和問題を自己の課題として捉えることができるよう人権感覚を高める研修に努めます。

(3) 保護者・地域との連携

園における人権保育の取り組みや子どもの姿を、園だより等を介して伝え、保護者の養育力及び人権を尊重する感性の向上につながるよう、園と家庭・地域との連携強化を図ります。

2. 学校教育



(1) 組織的・計画的な取組

教育課程の中に人権・同和教育を明確に位置づけ、学校の教育活動全体を通じた人権学習を推進していきます。そのため、各学校においては「人権・同和教育全体計画」を作成するとともに、「人権・同和教育基準年間指導計画」に基づく授業を計画的に実践していきます。そのことにより、部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題について正しい理解と認識を培い差別解消に向けた実践的な態度や技能の育成に努めます。

(2) 集団づくり

人権尊重の精神を土台とした学校・学級経営を通して、生命の尊厳ならびに個人の尊重と自由を大切にし、お互いの立場を認めあい、正義と思いやりの心に根ざした好ましい人間関係を基盤とする集団づくりに努めます。

(3) 指導の工夫

児童・生徒の発達の特性や実態をふまえ、家庭や地域の願いを的確に把握し、個々の発達に即した資料や教材の整備を図り、授業の工夫や改善に努めます。ま

た、参加体験型の学習やICT機器の活用及びネットモラルに関する学習、人とのふれあいや出会いを通して学ぶ人権学習の創造に努め、あらゆる人権課題に関しての知識や技能・態度の習得や育成を図ります。

(4) *対象地域の児童・生徒の学力の保障

対象地域児童・生徒の生活と学力の実態を把握し、教育実態調査の結果をもとに、望ましい生活習慣の定着や基礎学力の向上を図り、仲間づくり活動や人権学習等を通して自主性・自立性を培い、進路を保障する取組を推進していきます。

※対象地域…旧地域改善対策特別措置法(1982(昭和57)年法律第16号)第1条に規定する地域

(5) 部落差別問題学習の創造

近年、研究が進み、見直しが進む新しい歴史観を正しく認識し、人権獲得の歴史や差別とたたかいつつも自らの専門性を生かし社会貢献をしてきた人々の生き様に学ぶ学習を展開していきます。

また、「十里まちづくり」学習では、人間解放と差別意識の解消を目的とし、「十里まちづくり事業」を成し遂げた十里の人々の熱い思いにせまり、自らの生き方につなぐ学習を計画し、実践していきます。

(6) 校種間交流の充実

人権・同和教育を系統的・継続的に展開し発展させるために、保育園・幼稚園・幼児園・小学校・中学校・県立学校等の連携に努め、領域をこえた実践交流を深めます。それぞれの立場を生かした科学的な教育内容を創造し、その具体的な取組を互いに共通理解して、より確かな実践を展開していきます。

(7) 教職員の研修の充実

教職員自らが人権・同和教育について正しい理解と認識をさらに深め、自らの差別心に気づき、自分の生き方と重ねながら、人権・同和教育を自己の課題として捉えることができるよう研修に努め、差別解消に向けて人としての感性を磨きます。また、差別的な言動や気になる発言に接した際に、「おかしい」と指摘し、行動に移すことができる力を身につけます。特に、差別の実態から学ぶことは人権・同和教育の基本であると捉え、このことを大切にするための研修活動を充実していきます。

(8) 保護者・地域との連携

栗東市人権教育地域ネット事業をとおして、地域や保護者と連携しながら人権啓発に努めるとともに、各校園において人権・同和教育推進体制をPTA組織の中に確立し、人権意識の高揚のための研修や啓発活動を積極的に行います。また、学校・学年通信等を介し、校内の人権学習の取組や子どもの姿を広報することで家庭への啓発に努め、家庭と学校との連携強化を図ります。



3. 社会教育

(1) 第五次輝く未来計画（人権・同和教育推進5ヵ年計画）の実践

第五次輝く未来計画に基づいて、啓発の方向や内容・実践目標をふまえながら、推進体制を整備、充実させ、住民一人ひとりが、依然として存在している不合理な差別を解消する意欲と実践的態度を身につけるための教育・啓発に努めます。そして、学校・園、家庭、地域が一体となった地域ぐるみの教育・啓発ができるように努めます。また、災害・感染症発生等の緊急時における人権侵害にも、迅速な啓発に努めます。

(2) 地区別懇談会の推進

「人権尊重と部落解放をめざす地区別懇談会」の効果的な推進を図るため、第五次輝く未来計画の啓発方針に基づいて、地域の学びや実態に応じた参加体験型学習やワークショップ等で、主体的な学びの場となるよう工夫・改善し、市民一人ひとりが、「一人ひとりがまず一歩！ 差別を『なくす』行動を！」を合言葉に行動できるような学習を展開していきます。また、部落差別をはじめとするあらゆる差別の現状や部落差別解消推進法等現行法の周知、本人通知制度（2015(平成27)年12月1日より無期限）、部落史の認識等の理解を推進し、啓発を進めていきます。

(3) 栗東市人権・同和教育推進協議会の活動

栗東市人権・同和教育推進協議会の組織を充実・活性化させ、会員が主体となって人権尊重の精神を具現化する日常的な活動を展開します。また、栗東市人権教育地域ネット事業・学区運営委員会において学区ごとの連携をより深化させ、栗東市人権・同和教育推進協議会が地域ぐるみの啓発の主体として展開できるようにしていきます。

(4) 各種団体との連携による学習と啓発

社会教育関係団体をはじめ、市の各種団体等と連携し、人権・同和問題の学習および自主的啓発活動の推進を図ります。

(5) 人権・同和教育研修会の推進

市内小学校区において、栗東市人権教育地域ネット事業と連携し、人権・同和問題の学習機会を提供することで、参加者の理解と認識を深め、実践に結びつける取組を推進します。

(6) ひだまりの家での推進

教育事業や研修会等を通じて、近隣地域住民間の交流を活性化させ、地域住民のニーズに根ざした教育文化活動を地域とともに推進します。また、栗東市全体に人権の大切さを発信し、地域の連帯意識の高揚を図り、近隣住民との交流を深めます。

4. 企業内人権・同和教育



(1) 事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置促進

従業員10人以上を基本とした企業・事業所に対して、事業所内公正採用選考・人権啓発担当者の設置促進を図ります。また、設置済みの企業・事業所に対しては、社内研修の推進について適切な指導を行うことで、人権意識の高揚を図ります。

(2) 栗東市事業所人権教育推進協議会への加入促進と活動推進

部落差別問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決は、企業の社会的責任であることの認識を深め、差別問題の解決に向けてより積極的に行動するために、栗東市事業所人権教育推進協議会への加入促進を図ります。併せて、効果的な活動の推進を支援します。

(3) 基本的人権としての「職業選択の自由」の啓発

企業・事業所における採用担当者の人権意識を高め、従業員の採用において、本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項を採用の基準とすることなく、職務を遂行するために必要な適性と能力を採用の基準とする、公正な採用選考システムの確立を図ります。

5. 職員の人権・同和问题研修



(1) 人権・同和问题研修の充実

部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための主体者としての責務を自覚し、「差別を見抜き、許さない」職員として誤りを正し、常に実践行動を起こせるよう、資質向上を図るため、「十里まちづくり事業」の理念や目的を学ぶとともに、職員の人権・同和问题研修を一層充実します。具体的には、「初任者研修」、「基礎研修」、「応用研修」、「階層別研修」において、より広く、より深く学び実践力を養う研修を実施します。特に、新規採用職員については、多くの研修機会をもたせ、人権意識の高揚に努めます。また、地区別懇談会講師・同和教育啓発推進協力員を対象とする研修を設定し、地区別懇談会の充実を図ります。

(2) 職場研修

人権が尊重される社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、各職場単位での人権に関する課題や問題、また種々の差別事象から様々な問題をより広く、深く認識し、その解決に向けて取り組む研修を重ねることによって人権意識の高い人間性豊かな職員を育成していきます。

(3) 地区別懇談会への参加

公務員は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発に果たす役割を担っており、引き続き、地元自治会の地区別懇談会への参加を促していきます。

《参考資料》

○栗東市人権擁護に関する条例

平成8年3月29日条例第9号

栗東市は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念にのっとり、「一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、市民すべてが平等に生きる権利を保障する」として、平成3年3月人権擁護都市宣言をした。

この人権擁護都市宣言に基づき、あらゆる社会的差別や人権侵害をなくし、市民すべての人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域づくりの実現のため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定めた日本国憲法の精神にのっとり、市民すべてに基本的人権を保障し、市民(事業所及び在勤者を含む。以下同じ。)一人一人の参加による人権擁護都市の確立を図り、あらゆる社会的差別(以下「差別」という。)のない心豊かで住みよい栗東市(以下「市」という。)の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的、計画的かつ積極的に推進し、行政のすべての分野で市民すべての人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民すべての責務)

第3条 市民すべては、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により、市が実施する人権擁護に関する施策に協力するとともに、自己啓発に努めるものとする。

(人権啓発活動の充実)

第4条 市は、市民すべての人権意識の高揚を図るため、学校、家庭、地域、企業、関係行政機関等と緊密な連携を図りながら人権啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権尊重の社会的環境の醸成を促進するものとする。

(調査等の実施)

第5条 市は、この条例の目的を達成するために必要に応じて意識調査等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、差別をなくす施策を効果的に推進するため、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 差別をなくすこと及び人権擁護に関する重要事項について審議をする機関として、栗東市人権擁護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

(その他)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 栗東町同和対策推進委員会設置条例(昭和48年栗東町条例第18号)は、廃止する。

りっとう し じんけん ようご とし せんげん
栗東市人権擁護都市宣言



じんけん にんげん しあわ けんり ひと う
人権とは人間が幸せにきていく権利で、すべての人が生まれながらに
もっている基本的な権利です。

りっとう しみん にほんこく けんぽう せかい じんけん せんげん りねん
わたくしたち栗東市民は、日本国憲法や世界人権宣言の理念にのっとり、
ひとり きほんてき じんけん えいきゅう けんり そんちよう しみん びやうどう
一人ひとりの基本的人権を永久の権利として尊重し、すべての市民が平等に
い けんり ほしょう
生きる権利を保障する。

ただ じんけん いしき こうよう つと ふだん どりよく じっせん そうご
よって、正しい人権意識の高揚に努め、不断の努力と実践により、相互の
じんけん ようご りっとうし じんけん ようご とし せんげん
人権を擁護するため、ここに栗東市を『人権擁護都市』とすることを宣言する。

へいせい ねん がつ にち
平成3年3月22日